

令 08 原機（サ T）011

令 和 8 年 7 月 16 日

原 子 力 規 制 委 員 会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条の 5 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり核燃料サイクル工学研究所 再処理施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

二. 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

三. 変更に係る事項

平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、その後別表 1 のとおり変更の認可を受け、別表 2 のとおり変更の届出を行った核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別紙のとおり変更する。

六. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

別冊 2-51 火災防護設備の一部改造

四. 変更の理由

火災防護設備の一部改造（別冊 2-51）について、記載の誤り（炭酸ガスボンベの認定機関及び検査方法、逆止弁の呼び径及びフランジの材料等）の修正及び工事工程表の変更等を行う。

以 上

変更認可の経緯（1／6）

認可年月日	認可番号	備 考
平成 30 年 11 月 30 日	原規規発第 1811305 号	再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可を受けている案件について廃止措置期間中に工事を行うことを明記，ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新
平成 31 年 2 月 18 日	原規規発第 19021811 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新，ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換
平成 31 年 3 月 29 日	原規規発第 1903297 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909101 号	動力分電盤制御用電源回路の一部変更，管理区域境界に設置された窓ガラスの交換，分離精製工場プール水処理系第 2 系統のポンプの交換，クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新，分離精製工場，放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新，分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換

変更認可の経緯（2／6）

認可年月日	認可番号	備 考
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909102 号	ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909103 号	アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新，第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新
令和 2 年 2 月 10 日	原規規発第 2002103 号	安全対策の検討に用いる基準地震動，基準津波，設計竜巻及び火山事象
令和 2 年 7 月 10 日	原規規発第 2007104 号	廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等
令和 2 年 9 月 25 日	原規規発第 2009252 号	ガラス固化技術開発施設に係る津波・地震の安全対策，高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設の事故対処に係る事故の抽出・有効性評価の進め方等の基本的方針，竜巻，火山，外部火災等，その他事象に係る安全対策

変更認可の経緯（3／6）

認可年月日	認可番号	備 考
令和 3 年 1 月 14 日	原規規発第 2101142 号	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟に係る事故対処の有効性評価の進め方, 基本的考え方 (有効性評価の起因事象, 事故選定等) 及び制御室の安全対策
令和 3 年 4 月 27 日	原規規発第 2104272 号	事故対処の有効性評価有効性の確認, 代表漂流物の妥当性の検証, 制御室に係る有毒ガスの影響確認
令和 3 年 6 月 30 日	原規規発第 21063018 号	新検査制度への移行に伴い, 施設定期検査に係る事項の削除, 品質マネジメントに係る事項の追加等を変更
令和 3 年 10 月 5 日	原規規発第 2110059 号	廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設, 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間, 廃止措置の工程

変更認可の経緯（４／６）

認可年月日	認可番号	備 考
令和４年 ３ 月 ３ 日	原規規発第 2203032 号	ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の浸水防止扉の耐津波補強工事，プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 管理棟駐車場における事故対処設備の設置，高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の火災防護対策に係る設備の設置，ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の火災防護対策に係る設備の設置，高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の内部溢水対策に係る設備の設置，ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の内部溢水対策に係る設備の設置，廃溶媒処理技術開発施設の蒸気配管の一部更新
令和４年 ５ 月 17 日	原規規発第 2205173 号	工程洗浄により再処理設備本体等の一部の機器に残存している核燃料物質を回収するため，対象となる施設，工程，回収の方法等の追加

変更認可の経緯（5／6）

認可年月日	認可番号	備 考
令和 4 年 12 月 22 日	原規規発第 2212222 号	再処理施設分離精製工場内のふげん使用済燃料の搬送方法，安全対策等を追加
令和 5 年 10 月 30 日	原規規発第 2310304 号	スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置，焼却施設 空気圧縮機の更新，クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造
令和 7 年 5 月 29 日	原規規発第 2505293 号	工程洗浄終了に伴い，系統除染に移行することから，放射性廃棄物の放出管理目標値，性能維持施設，回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期を変更し，系統除染の方針を追加
令和 7 年 9 月 16 日	原規規発第 2509165 号	ウラン脱硝施設 (DN) 等の無停電電源装置の更新，高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の一部の扉の強化工事，廃溶媒等を貯蔵する廃棄物処理場 (AAF) 等の火災防護設備の一部改造

変更認可の経緯（6／6）

認可年月日	認可番号	備 考
令和 8 年 2 月 27 日	原規規発第 2602275 号	高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) のセル内消火設備の設置に伴う性能維持施設の追加, 変更等

変更届出の経緯（1／2）

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
令和 3 年 9 月 14 日	令 03 原機(再)023	再処理施設に関する設計及び工事の計画の「高放射性廃液貯蔵場の耐津波補強工事」（別冊 1-14）に係る設計条件及び仕様のうち、配管類の仕様について、材料の入手性の観点から同等の日本産業規格の規格に変更，使用材料の表記を変更
令和 4 年 2 月 15 日	令 03 原機(再)054	再処理施設に関する設計及び工事の計画の「高放射性廃液貯蔵場（HAW）の事故対処に係る接続口の設置」（別冊 1-18）において、新たに設置する接続口の使用材料の表記の誤植を変更
令和 4 年 4 月 14 日	令 04 原機(再)007	理事長交代(令和 4 年 4 月 1 日付け)に伴う代表者の氏名の変更

変更届出の経緯（2／2）

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
令和 5 年 3 月 17 日	令 04 原機(再)104	再処理施設に関する設計及び工事の計画の「ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の設備耐震補強工事（冷却水配管のサポート追加）」（別冊 2-28）において，一部更新する冷却水配管の寸法の値の誤記及び既設サポートの誤記を変更，「ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の竜巻防護対策」（別冊 2-30）において，防護板等の設置箇所の表記のうち，凡例の記号と整合していない箇所の誤記を修正
令和 6 年 2 月 16 日	令 05 原機(再)065	新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料に係る搬出計画の見直しを踏まえた使用済燃料の搬出完了時期の変更
令和 6 年 11 月 15 日	令 06 原機(再)039	組織改正に伴う，組織や職位の名称等の変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書

変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
一．氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 （省略）	一．氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 （変更なし）	
二．廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地 （省略）	二．廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地 （変更なし）	
三．廃止措置対象施設及びその敷地 （省略）	三．廃止措置対象施設及びその敷地 （変更なし）	
四．廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 （省略）	四．廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 （変更なし）	
五．性能維持施設 （省略）	五．性能維持施設 （変更なし）	
六．性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能，その性能を維持すべき 期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の 事情がある場合はその内容	六．性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能，その性能を維持すべき 期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の 事情がある場合はその内容	
1 性能維持施設の位置，構造 （省略）	1 性能維持施設の位置，構造 （変更なし）	
2 性能維持施設の設備，その性能，その性能を維持すべき期間 （省略）	2 性能維持施設の設備，その性能，その性能を維持すべき期間 （変更なし）	
3 再処理施設の技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難 い特別の事情 （省略）	3 再処理施設の技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難 い特別の事情 （変更なし）	
4 性能維持施設の改造又は設置 （省略）	4 性能維持施設の改造又は設置 （変更なし）	
表 6-1 （省略） 表 6-2 （削除） 表 6-3-1 （省略）	表 6-1 （変更なし） 表 6-2 （削除） 表 6-3-1 （変更なし）	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前				変 更 後				変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
表 6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等				表 6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等				
件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の計画※	件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の計画※	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)及び配管トレンチ(T21)周辺の地盤改良工事	(省略)	令和 2 年 7 月～令和 4 年 3 月(準備期間を含む。)適宜工事 (別冊 2-12 参照)	(省略)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)及び配管トレンチ(T21)周辺の地盤改良工事	(変更なし)	令和 2 年 7 月～令和 4 年 3 月(準備期間を含む。)適宜工事 (別冊 2-12 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術開発施設(TVF)の溶融炉の結合装置の製作及び交換	(省略)	令和 3 年 2 月～令和 3 年 6 月 適宜工事 (別冊 2-13 参照)	(省略)	ガラス固化技術開発施設(TVF)の溶融炉の結合装置の製作及び交換	(変更なし)	令和 3 年 2 月～令和 3 年 6 月 適宜工事 (別冊 2-13 参照)	(変更なし)	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の耐津波補強工事	(省略)	令和 2 年 10 月～令和 3 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-14 参照)	(省略)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)の耐津波補強工事	(変更なし)	令和 2 年 10 月～令和 3 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-14 参照)	(変更なし)	
第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の補強	(省略)	令和 2 年 10 月～令和 4 年 5 月 適宜工事 (別冊 2-15 参照)	(省略)	第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の補強	(変更なし)	令和 2 年 10 月～令和 4 年 5 月 適宜工事 (別冊 2-15 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術開発施設(TVF)の浄水配管等の一部更新	(省略)	令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-16 参照)	(省略)	ガラス固化技術開発施設(TVF)の浄水配管等の一部更新	(変更なし)	令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-16 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術開発施設(TVF)制御室の安全対策	(省略)	令和 3 年 2 月～令和 3 年 12 月 適宜工事 (別冊 2-17 参照)	(省略)	ガラス固化技術開発施設(TVF)制御室の安全対策	(変更なし)	令和 3 年 2 月～令和 3 年 12 月 適宜工事 (別冊 2-17 参照)	(変更なし)	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の事故対処に係る接続口の設置	(省略)	令和 3 年 11 月～令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-18 参照)	(省略)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)の事故対処に係る接続口の設置	(変更なし)	令和 3 年 11 月～令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-18 参照)	(変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前				変 更 後				変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の竜巻防護対策	(省略)	令和 4 年 4 月～令和 4 年 8 月 適宜工事 (別冊 2-19 参照)	(省略)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の竜巻防護対策	(変更なし)	令和 4 年 4 月～令和 4 年 8 月 適宜工事 (別冊 2-19 参照)	(変更なし)	
主排気筒の耐震補強工事	(省略)	令和 3 年 1 月～令和 4 年 6 月 適宜工事 (別冊 2-20 参照)	(省略)	主排気筒の耐震補強工事	(変更なし)	令和 3 年 1 月～令和 4 年 6 月 適宜工事 (別冊 2-20 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術開発施設 (TVF) の事故対処に係る設備の設置	(省略)	令和 3 年 5 月～令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-21 参照)	(省略)	ガラス固化技術開発施設 (TVF) の事故対処に係る設備の設置	(変更なし)	令和 3 年 5 月～令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-21 参照)	(変更なし)	
動力分電盤制御用電源回路の一部変更(その 2)	(省略)	令和 3 年 1 月～令和 3 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-22 参照)	(省略)	動力分電盤制御用電源回路の一部変更(その 2)	(変更なし)	令和 3 年 1 月～令和 3 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-22 参照)	(変更なし)	
安全管理棟排水モニタリング設備の更新	(省略)	令和 3 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-23 参照)	(省略)	安全管理棟排水モニタリング設備の更新	(変更なし)	令和 3 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-23 参照)	(変更なし)	
津波漂流物防護柵設置工事	(省略)	令和 3 年 4 月～令和 4 年 6 月 適宜工事 (別冊 2-24 参照)	(省略)	津波漂流物防護柵設置工事	(変更なし)	令和 3 年 4 月～令和 4 年 6 月 適宜工事 (別冊 2-24 参照)	(変更なし)	
ウラン脱硝施設の冷水設備の一部更新	(省略)	令和 3 年 5 月～令和 3 年 8 月 適宜工事 (別冊 2-25 参照)	(省略)	ウラン脱硝施設の冷水設備の一部更新	(変更なし)	令和 3 年 5 月～令和 3 年 8 月 適宜工事 (別冊 2-25 参照)	(変更なし)	
事故対処設備の保管場所の整備	(省略)	令和 3 年 7 月～令和 4 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-26 参照)	(省略)	事故対処設備の保管場所の整備	(変更なし)	令和 3 年 7 月～令和 4 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-26 参照)	(変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前				変 更 後				変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
津波漂流物防護 柵(その2)及び 引き波による津 波漂流物侵入防 止のための防護 柵の設置工事	(省略)	令和 3 年 11 月～ 令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-27 参照)	(省略)	津波漂流物防護 柵(その2)及び 引き波による津 波漂流物侵入防 止のための防護 柵の設置工事	(変更なし)	令和 3 年 11 月～ 令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-27 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の設備耐 震補強工事(冷 却水配管のサポ ート追加)	(省略)	令和 3 年 11 月～ 令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-28 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の設備耐 震補強工事(冷 却水配管のサポ ート追加)	(変更なし)	令和 3 年 11 月～ 令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-28 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の耐津波 補強工事	(省略)	令和 3 年 10 月～ 令和 4 年 6 月 適宜工事 (別冊 2-29 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の耐津波 補強工事	(変更なし)	令和 3 年 10 月～ 令和 4 年 6 月 適宜工事 (別冊 2-29 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の竜巻防 護対策	(省略)	令和 4 年 4 月～令 和 4 年 9 月 適宜工事 (別冊 2-30 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の竜巻防 護対策	(変更なし)	令和 4 年 4 月～令 和 4 年 9 月 適宜工事 (別冊 2-30 参照)	(変更なし)	
防火帯の設置	(省略)	令和 4 年 4 月～令 和 5 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-31 参照)	(省略)	防火帯の設置	(変更なし)	令和 4 年 4 月～令 和 5 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-31 参照)	(変更なし)	
制御室パラメー タ監視・屋外監 視システムの設 置	(省略)	令和 4 年 5 月～令 和 5 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-32 参照)	(省略)	制御室パラメー タ監視・屋外監 視システムの設 置	(変更なし)	令和 4 年 5 月～令 和 5 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-32 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術 開発施設(TVF) の溶融炉の更新	(省略)	令和 4 年 5 月～令 和 5 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-33 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設(TVF) の溶融炉の更新	(変更なし)	令和 4 年 5 月～令 和 5 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-33 参照)	(変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前				変 更 後				変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
ガラス固化技術 開発施設 (TVF) の槽類 換気系排風機の一部更新	(省略)	令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-34 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) の槽類 換気系排風機の一部更新	(変更なし)	令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-34 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟の浸水防止扉の耐津波補強工事	(省略)	令和 3 年 12 月～令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-35 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟の浸水防止扉の耐津波補強工事	(変更なし)	令和 3 年 12 月～令和 4 年 2 月 適宜工事 (別冊 2-35 参照)	(変更なし)	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 管理棟駐車場における事故対処設備の設置	(省略)	令和 4 年 7 月～令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-36 参照)	(省略)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 管理棟駐車場における事故対処設備の設置	(変更なし)	令和 4 年 7 月～令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-36 参照)	(変更なし)	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の火災防護対策に係る設備の設置	(省略)	令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-37 参照)	(省略)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の火災防護対策に係る設備の設置	(変更なし)	令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-37 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟の火災防護対策に係る設備の設置	(省略)	令和 4 年 7 月～令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-38 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟の火災防護対策に係る設備の設置	(変更なし)	令和 4 年 7 月～令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-38 参照)	(変更なし)	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の内部溢水対策に係る設備の設置	(省略)	令和 5 年 1 月～令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-39 参照)	(省略)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の内部溢水対策に係る設備の設置	(変更なし)	令和 5 年 1 月～令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-39 参照)	(変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前				変 更 後				変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟の内部溢 水対策に係る設 備の設置	(省略)	令和 4 年 10 月～ 令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-40 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟の内部溢 水対策に係る設 備の設置	(変更なし)	令和 4 年 10 月～ 令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-40 参照)	(変更なし)	
廃溶媒処理技術 開発施設の蒸気 配管の一部更新	(省略)	令和 3 年 12 月～ 令和 4 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-41 参照)	(省略)	廃溶媒処理技術 開発施設の蒸気 配管の一部更新	(変更なし)	令和 3 年 12 月～ 令和 4 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-41 参照)	(変更なし)	
分離精製工場の 燃料カスククレ ーンのワイヤロ ープの 2 重化等 に係る変更	(省略)	令和 4 年 10 月～ 令和 5 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-42 参照)	(省略)	分離精製工場の 燃料カスククレ ーンのワイヤロ ープの 2 重化等 に係る変更	(変更なし)	令和 4 年 10 月～ 令和 5 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-42 参照)	(変更なし)	
ガラス固化技術 開発施設 (TVF) の固化セルのイ ンセルクーラの 電動機ユニット の交換	(省略)	令和 4 年 12 月 適宜工事 (別冊 2-43 参照)	(省略)	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) の固化セルのイ ンセルクーラの 電動機ユニット の交換	(変更なし)	令和 4 年 12 月 適宜工事 (別冊 2-43 参照)	(変更なし)	
分離精製工場、 高放射性廃液貯 蔵場等への浄水 供給配管の一部 更新	(省略)	令和 4 年 9 月～令 和 5 年 1 月 適宜工事 (別冊 2-44 参照)	(省略)	分離精製工場、 高放射性廃液貯 蔵場等への浄水 供給配管の一部 更新	(変更なし)	令和 4 年 9 月～令 和 5 年 1 月 適宜工事 (別冊 2-44 参照)	(変更なし)	
スラッジ貯蔵場 の津波対策にお ける止水弁の設 置	(省略)	令和 5 年 9 月～令 和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-45 参照)	(省略)	スラッジ貯蔵場 の津波対策にお ける止水弁の設 置	(変更なし)	令和 5 年 9 月～令 和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-45 参照)	(変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前				変 更 後				変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
焼却施設 空気圧縮機の更新	(省略)	令和 5 年 11 月～ 令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-46 参照)	(省略)	焼却施設 空気圧縮機の更新	(変更なし)	令和 5 年 11 月～ 令和 6 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-46 参照)	(変更なし)	○工事の工程の見直しによる変更
クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造	(省略)	令和 5 年 12 月～ 令和 6 年 1 月 適宜工事 (別冊 2-47 参照)	(省略)	クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造	(変更なし)	令和 5 年 12 月～ 令和 6 年 1 月 適宜工事 (別冊 2-47 参照)	(変更なし)	
アスファルト固化体貯蔵施設 水噴霧消火設備の自動起動条件の追加	(省略)	令和 7 年 9 月 適宜工事 (別冊 2-48 参照)	(省略)	アスファルト固化体貯蔵施設 水噴霧消火設備の自動起動条件の追加	(変更なし)	令和 7 年 9 月 適宜工事 (別冊 2-48 参照)	(変更なし)	
無停電電源装置の更新	(省略)	令和 8 年 9 月～ 令和 9 年 1 月 適宜工事 (別冊 2-49 参照)	(省略)	無停電電源装置の更新	(変更なし)	令和 8 年 9 月～ 令和 9 年 1 月 適宜工事 (別冊 2-49 参照)	(変更なし)	
扉の強化工事	(省略)	令和 7 年 12 月～ 令和 8 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-50 参照)	(省略)	扉の強化工事	(変更なし)	令和 7 年 12 月～ 令和 8 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-50 参照)	(変更なし)	
火災防護設備の一部改造	廃溶媒等を貯蔵する廃棄物処理場(AAF), スラッジ貯蔵場(LW), 廃溶媒貯蔵場(WS), 焼却施設(IF)及び廃溶媒処理技術開発施設(ST)の炭酸ガス供給設備に対して, 炭酸ガスの供給を増強する工事を行う。	令和 7 年 12 月～ 令和 8 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-51 参照)	設計及び工事の計画は, 別冊 2-51 による。	火災防護設備の一部改造	廃溶媒等を貯蔵する廃棄物処理場(AAF), スラッジ貯蔵場(LW), 廃溶媒貯蔵場(WS), 焼却施設(IF)及び廃溶媒処理技術開発施設(ST)の炭酸ガス供給設備に対して, 炭酸ガスの供給を増強する工事を行う。	令和 8 年 10 月～ 令和 9 年 3 月 適宜工事 (別冊 2-51 参照)	設計及び工事の計画は, 別冊 2-51 による。	
高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)におけるセル内消火設備の設置	(省略)	令和 8 年 7 月～ 令和 9 年 8 月 適宜工事 (別冊 2-52 参照)	(省略)	高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)におけるセル内消火設備の設置	(変更なし)	令和 8 年 7 月～ 令和 9 年 8 月 適宜工事 (別冊 2-52 参照)	(変更なし)	
※ 設計及び工事に係る品質管理は,「十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。				※ 設計及び工事に係る品質管理は,「十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。				

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
七．使用済燃料，核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡 しの方法 （省略）	七．使用済燃料，核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡 しの方法 （変更なし）	
八．使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 （省略）	八．使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 （変更なし）	
九．使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら によって汚染された物の廃棄 （省略）	九．使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら によって汚染された物の廃棄 （変更なし）	
十．廃止措置の工程 （省略）	十．廃止措置の工程 （変更なし）	
十一．廃止措置に係る品質マネジメントシステム （省略）	十一．廃止措置に係る品質マネジメントシステム （変更なし）	
十二．回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 （省略）	十二．回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 （変更なし）	
十三．特定廃液の固定化その他の処理を行う方法及び時期 （省略）	十三．特定廃液の固定化その他の処理を行う方法及び時期 （変更なし）	

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 (省略)	添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 (変更なし)	
添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 (省略)	添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 (変更なし)	
添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 (省略)	添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 (変更なし)	
添付書類四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書 (省略)	添付書類四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書 (変更なし)	
添付書類五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 (省略)	添付書類五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 (変更なし)	
添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 (省略)	添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 (変更なし)	
添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 (省略)	添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 (変更なし)	
添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 (省略)	添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 (変更なし)	
添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 (省略)	添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 (変更なし)	
添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書 (省略)	添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書 (変更なし)	
添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書 (省略)	添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書 (変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
別冊 1-1～別冊 2-50 (省略)	別冊 1-1～別冊 2-50 (変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
(別冊 2－5 1)	(別冊 2－5 1)	
再処理施設に関する設計及び工事の計画 (火災防護設備の一部改造)	再処理施設に関する設計及び工事の計画 (火災防護設備の一部改造)	
(添付 1) 3. 6. 1 放射性廃棄物の廃棄施設 (その 1)	(添付 1) 3. 6. 1 放射性廃棄物の廃棄施設 (その 1)	
目 次 (省略)	目 次 (変更なし)	
別 図 一 覧 (省略)	別 図 一 覧 (変更なし)	
表 一 覧 (省略)	表 一 覧 (変更なし)	
1. 変更の概要 (省略)	1. 変更の概要 (変更なし)	
2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (省略)	2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (変更なし)	
3. 設計の基本方針 (省略)	3. 設計の基本方針 (変更なし)	
4. 設計条件及び仕様	4. 設計条件及び仕様	
(1) 設計条件 (省略)	(1) 設計条件 (変更なし)	
表－1～表－2 (省略)	表－1～表－2 (変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書																		
(2) 仕様 改造に用いる配管類、炭酸ガスポンベ及び炭酸ガスポンベラックの仕様を表－ 3、表－ 4 及び表－ 5 に示す。 表－ 3 改造に用いる配管類の仕様 (省略) 表－ 4 改造に用いる炭酸ガスポンベの仕様 <table><tr><th>名称</th><th>消火剤</th><th>設置場所</th><th>備考</th></tr><tr><td>炭酸ガスポンベ※6</td><td>二酸化炭素</td><td>廃棄物処理場 保守区域 (G1 80) スラッジ貯蔵場 旧炭酸ガスポンベ室 廃溶媒貯蔵場 新炭酸ガスポンベ室</td><td></td></tr></table> ※6 <u>一般財団法人日本消防設備安全センターの認定品</u>を使用。 表－ 5 改造に用いる炭酸ガスポンベラックの仕様 (省略) (3) 保守 (省略) 5. 工事の方法 (省略) (1) 工事の手順 (省略) ① 材料確認検査 (省略) ② 仕様検査 対 象：炭酸ガスポンベ 方 法：改造に用いる炭酸ガスポンベが<u>一般財団法人日本消防設備安全センターの認定品であることを性能評定書</u>により確認する。また、炭酸ガス量を充填成績書等で確認する。 判 定：炭酸ガスポンベが認定品であること。また、炭酸ガス量が表－ 1 に示すとおりであること。	名称	消火剤	設置場所	備考	炭酸ガスポンベ※6	二酸化炭素	廃棄物処理場 保守区域 (G1 80) スラッジ貯蔵場 旧炭酸ガスポンベ室 廃溶媒貯蔵場 新炭酸ガスポンベ室		(2) 仕様 改造に用いる配管類、炭酸ガスポンベ及び炭酸ガスポンベラックの仕様を表－ 3、表－ 4 及び表－ 5 に示す。 表－ 3 改造に用いる配管類の仕様 (変更なし) 表－ 4 改造に用いる炭酸ガスポンベの仕様 <table><tr><th>名称</th><th>消火剤</th><th>設置場所</th><th>備考</th></tr><tr><td>炭酸ガスポンベ※6</td><td>二酸化炭素</td><td>廃棄物処理場 保守区域 (G1 80) スラッジ貯蔵場 旧炭酸ガスポンベ室 廃溶媒貯蔵場 新炭酸ガスポンベ室</td><td></td></tr></table> ※6 <u>高圧ガス保安法に基づく認定品</u>を使用。 表－ 5 改造に用いる炭酸ガスポンベラックの仕様 (変更なし) (3) 保守 (変更なし) 5. 工事の方法 (変更なし) (1) 工事の手順 (変更なし) ① 材料確認検査 (変更なし) ② 仕様検査 対 象：炭酸ガスポンベ 方 法：改造に用いる炭酸ガスポンベが<u>高圧ガス保安法に基づく認定品であることを容器の刻印等</u>により確認する。また、炭酸ガス量を充填成績書等で確認する。 判 定：炭酸ガスポンベが認定品であること。また、炭酸ガス量が表－ 1 に示すとおりであること。	名称	消火剤	設置場所	備考	炭酸ガスポンベ※6	二酸化炭素	廃棄物処理場 保守区域 (G1 80) スラッジ貯蔵場 旧炭酸ガスポンベ室 廃溶媒貯蔵場 新炭酸ガスポンベ室		○記載の誤りの修正 (炭酸ガスポンベの認定機関の変更) ○記載の誤りの修正 (炭酸ガスポンベの認定機関の変更に伴う検査方法の変更)
名称	消火剤	設置場所	備考															
炭酸ガスポンベ※6	二酸化炭素	廃棄物処理場 保守区域 (G1 80) スラッジ貯蔵場 旧炭酸ガスポンベ室 廃溶媒貯蔵場 新炭酸ガスポンベ室																
名称	消火剤	設置場所	備考															
炭酸ガスポンベ※6	二酸化炭素	廃棄物処理場 保守区域 (G1 80) スラッジ貯蔵場 旧炭酸ガスポンベ室 廃溶媒貯蔵場 新炭酸ガスポンベ室																

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																			
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書 ③ 耐圧・漏えい検査 (省略) ④ 据付・外観検査 (1) (省略) ⑤ 据付・外観検査 (2) (省略) (2) 工事上の安全対策 (省略) 6. 工事の工程 本申請に係る工事の工程を表－6 に示す。 表－6 工事工程表 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="5">令和 7 年度</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th></tr><tr><td rowspan="3">火災防護設備の一部改造</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3">工事</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 別図－1 ～別図－1 0 (省略)		令和 7 年度					備考	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	火災防護設備の一部改造								工事									③ 耐圧・漏えい検査 (変更なし) ④ 据付・外観検査 (1) (変更なし) ⑤ 据付・外観検査 (2) (変更なし) (2) 工事上の安全対策 (変更なし) 6. 工事の工程 本申請に係る工事の工程を表－6 に示す。 表－6 工事工程表 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="10">令和 8 年度</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th>10 月</th><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th></tr><tr><td rowspan="3">火災防護設備 の一部改造</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">工事</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 別図－1 ～別図－1 0 (変更なし)		令和 8 年度										備考	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	火災防護設備 の一部改造																	工事															○工事の工程の見直しによる変更
		令和 7 年度						備考																																																																													
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																
火災防護設備の一部改造																																																																																					
		工事																																																																																			
	令和 8 年度										備考																																																																										
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																											
火災防護設備 の一部改造																																																																																					
						工事																																																																															

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由	
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書											
添 付 書 類					添 付 書 類						
1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性					1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性						
本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。						
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性		
		有・無	項・号				有・無	項・号			
第一条	定義	—	—	—	第一条	定義	—	—	—		
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—		
第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—		
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—		
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	有	第 1 項	別紙－ 1 に示すとおり	第六条	地震による損傷の防止	有	第 1 項	別紙－ 1 に示すとおり		
第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	第七条	津波による損傷の防止	無	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—		
第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	有	第 1 項	別紙－ 2 に示すとおり	第十条	閉じ込めの機能	有	第 1 項	別紙－ 2 に示すとおり		
第十一条	火災等による損傷の防止	有	第 4 項	別紙－ 3 に示すとおり	第十一条	火災等による損傷の防止	有	第 4 項	別紙－ 3 に示すとおり		
第十二条	再処理施設内における ^{いつ} 溢 水による損傷の防止	無	—	—	第十二条	再処理施設内における ^{いつ} 溢 水による損傷の防止	無	—	—		
第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—		
第十四条	安全避難通路等	無	—	—	第十四条	安全避難通路等	無	—	—		
第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	第十五条	安全上重要な施設	無	—	—		
第十六条	安全機能を有する施設	有	第 2、3 項	別紙－ 4 に示すとおり	第十六条	安全機能を有する施設	有	第 2、3 項	別紙－ 4 に示すとおり		
第十七条	材料及び構造	有	第 1、2 項	別紙－ 5 に示すとおり	第十七条	材料及び構造	有	第 1、2 項	別紙－ 5 に示すとおり		
第十八条	搬送設備	無	—	—	第十八条	搬送設備	無	—	—		

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書										
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	
第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	
第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	
第二十二条	安全保護回路	無	—	—	第二十二条	安全保護回路	無	—	—	
第二十三条	制御室等	無	—	—	第二十三条	制御室等	無	—	—	
第二十四条	廃棄施設	無	—	—	第二十四条	廃棄施設	無	—	—	
第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	
第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	
第二十七条	遮蔽	無	—	—	第二十七条	遮蔽	無	—	—	
第二十八条	換気設備	無	—	—	第二十八条	換気設備	無	—	—	
第二十九条	保安電源設備	無	—	—	第二十九条	保安電源設備	無	—	—	
第三十条	緊急時対策所	無	—	—	第三十条	緊急時対策所	無	—	—	
第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	
第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	
第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	
第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第三十七条	材料及び構造	無	—	—	第三十七条	材料及び構造	無	—	—	
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書										
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	○規則改正の反映による変更
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	
第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	
第四十五条	重大事故等への <u>対処</u> に必要なとなる水の供給設備	無	—	—	第四十五条	重大事故等 <u>時</u> に必要なとなる <u>水源及び</u> 水の供給設備	無	—	—	
第四十六条	電源設備	無	—	—	第四十六条	電源設備	無	—	—	
第四十七条	計装設備	無	—	—	第四十七条	計装設備	無	—	—	
第四十八条	制御室	無	—	—	第四十八条	制御室	無	—	—	
第四十九条	監視測定設備	無	—	—	第四十九条	監視測定設備	無	—	—	
第五十条	緊急時対策所	無	—	—	第五十条	緊急時対策所	無	—	—	
第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	
別紙－ 1 ～別紙－ 5 (省略)					別紙－ 1 ～別紙－ 5 (変更なし)					
2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定若しくは同法第 44 条の 4 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (省略)					2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定若しくは同法第 44 条の 4 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (変更なし)					

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
(添付 2) 3. 6. 5 放射性廃棄物の廃棄施設 (その 5) 焼却施設	(添付 2) 3. 6. 5 放射性廃棄物の廃棄施設 (その 5) 焼却施設	
目 次 (省略)	目 次 (変更なし)	
別 図 一 覧 (省略)	別 図 一 覧 (変更なし)	
表 一 覧 (省略)	表 一 覧 (変更なし)	
1. 変更の概要 (省略)	1. 変更の概要 (変更なし)	
2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (省略)	2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (変更なし)	
3. 設計の基本方針 (省略)	3. 設計の基本方針 (変更なし)	
4. 設計条件及び仕様	4. 設計条件及び仕様	
(1) 設計条件 (省略)	(1) 設計条件 (変更なし)	
表－1～表－2 (省略)	表－1～表－2 (変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																											
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書																																																																																													
(2) 仕様 改造に用いる配管類、炭酸ガスポンベ、操作盤類及びケーブルの仕様を表－ 3、表－ 4、表－ 5 及び表－ 6 に示す。 表－ 3 改造に用いる配管類の仕様 <table><tr><th>名称</th><th>材料 (適用規格)</th><th>呼び径</th><th>スケジュール (肉厚(mm))</th><th>備考</th></tr><tr><td>配管</td><td>STPG370 (JIS G 3454)</td><td>15 A</td><td>Sch 80 (3.7)</td><td>別図－ 3 参照</td></tr><tr><td>フランジ</td><td><u>STPG370</u> (<u>JIS G 3454</u>)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>ユニオン</td><td>S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>エルボ</td><td>S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>ティー</td><td>S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A×15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>逆止弁</td><td>C3602BD (JIS H 3250)</td><td><u>15 A</u></td><td>－</td><td></td></tr></table> 表－ 4 改造に用いる炭酸ガスポンベの仕様 <table><tr><th>名称</th><th>消火剤</th><th>設置場所</th><th>備考</th></tr><tr><td>炭酸ガスポンベ※5</td><td>二酸化炭素</td><td>廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室</td><td>電磁弁含む</td></tr></table> ※5 一般財団法人日本消防設備安全センターの認定品を使用。 表－ 5 改造に用いる操作盤類の仕様 (省略) 表－ 6 改造に用いるケーブルの仕様 (省略) (3) 保守 (省略)	名称	材料 (適用規格)	呼び径	スケジュール (肉厚(mm))	備考	配管	STPG370 (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7)	別図－ 3 参照	フランジ	<u>STPG370</u> (<u>JIS G 3454</u>)	15 A	－		ユニオン	S25C (JIS G 4051)	15 A	－		エルボ	S25C (JIS G 4051)	15 A	－		ティー	S25C (JIS G 4051)	15 A×15 A	－		逆止弁	C3602BD (JIS H 3250)	<u>15 A</u>	－		名称	消火剤	設置場所	備考	炭酸ガスポンベ※5	二酸化炭素	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室	電磁弁含む	(2) 仕様 改造に用いる配管類、炭酸ガスポンベ、操作盤類及びケーブルの仕様を表－ 3、表－ 4、表－ 5 及び表－ 6 に示す。 表－ 3 改造に用いる配管類の仕様 <table><tr><th>名称</th><th>材料 (適用規格)</th><th>呼び径</th><th>スケジュール (肉厚(mm))</th><th>備考</th></tr><tr><td>配管</td><td>STPG370 (JIS G 3454)</td><td>15 A</td><td>Sch 80 (3.7)</td><td>別図－ 3 参照</td></tr><tr><td>フランジ</td><td><u>S25C</u> (<u>JIS G 4051</u>)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>ユニオン</td><td>S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>エルボ</td><td>S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>ティー</td><td>S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A×15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>逆止弁</td><td>C3602BD (JIS H 3250)</td><td><u>20 A</u></td><td>－</td><td></td></tr><tr><td><u>ソケット</u></td><td><u>S25C</u> (<u>JIS G 4051</u>)</td><td><u>20 A×15 A</u></td><td>－</td><td></td></tr></table> 表－ 4 改造に用いる炭酸ガスポンベの仕様 <table><tr><th>名称</th><th>消火剤</th><th>設置場所</th><th>備考</th></tr><tr><td>炭酸ガスポンベ※5</td><td>二酸化炭素</td><td>廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室</td><td>電磁弁含む</td></tr></table> ※5 <u>高圧ガス保安法に基づく</u>認定品を使用。 表－ 5 改造に用いる操作盤類の仕様 (変更なし) 表－ 6 改造に用いるケーブルの仕様 (変更なし) (3) 保守 (変更なし)	名称	材料 (適用規格)	呼び径	スケジュール (肉厚(mm))	備考	配管	STPG370 (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7)	別図－ 3 参照	フランジ	<u>S25C</u> (<u>JIS G 4051</u>)	15 A	－		ユニオン	S25C (JIS G 4051)	15 A	－		エルボ	S25C (JIS G 4051)	15 A	－		ティー	S25C (JIS G 4051)	15 A×15 A	－		逆止弁	C3602BD (JIS H 3250)	<u>20 A</u>	－		<u>ソケット</u>	<u>S25C</u> (<u>JIS G 4051</u>)	<u>20 A×15 A</u>	－		名称	消火剤	設置場所	備考	炭酸ガスポンベ※5	二酸化炭素	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室	電磁弁含む	○記載の誤りの修正 (フランジの材料 (適用規格)の変更) ○記載の誤りの修正 (逆止弁の呼び径の 変更) ○記載の誤りの修正 (ソケットの追加) ○記載の誤りの修正 (炭酸ガスポンベの 認定機関の変更)
名称	材料 (適用規格)	呼び径	スケジュール (肉厚(mm))	備考																																																																																									
配管	STPG370 (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7)	別図－ 3 参照																																																																																									
フランジ	<u>STPG370</u> (<u>JIS G 3454</u>)	15 A	－																																																																																										
ユニオン	S25C (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																										
エルボ	S25C (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																										
ティー	S25C (JIS G 4051)	15 A×15 A	－																																																																																										
逆止弁	C3602BD (JIS H 3250)	<u>15 A</u>	－																																																																																										
名称	消火剤	設置場所	備考																																																																																										
炭酸ガスポンベ※5	二酸化炭素	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室	電磁弁含む																																																																																										
名称	材料 (適用規格)	呼び径	スケジュール (肉厚(mm))	備考																																																																																									
配管	STPG370 (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7)	別図－ 3 参照																																																																																									
フランジ	<u>S25C</u> (<u>JIS G 4051</u>)	15 A	－																																																																																										
ユニオン	S25C (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																										
エルボ	S25C (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																										
ティー	S25C (JIS G 4051)	15 A×15 A	－																																																																																										
逆止弁	C3602BD (JIS H 3250)	<u>20 A</u>	－																																																																																										
<u>ソケット</u>	<u>S25C</u> (<u>JIS G 4051</u>)	<u>20 A×15 A</u>	－																																																																																										
名称	消火剤	設置場所	備考																																																																																										
炭酸ガスポンベ※5	二酸化炭素	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室	電磁弁含む																																																																																										

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
5. 工事の方法 (省略)	5. 工事の方法 (変更なし)	
(1) 工事の手順 (省略)	(1) 工事の手順 (変更なし)	
① 材料確認検査 (省略)	① 材料確認検査 (変更なし)	
② 仕様検査 対 象：炭酸ガスボンベ 方 法：改造に用いる炭酸ガスボンベが <u>一般財団法人日本消防設備安全センター</u> の 認定品であることを <u>性能評定書</u> により確認する。また、炭酸ガス量を充填 成績書等で確認する。 判 定：炭酸ガスボンベが認定品であること。また、炭酸ガス量が表－1 に示すと おりであること。	② 仕様検査 対 象：炭酸ガスボンベ 方 法：改造に用いる炭酸ガスボンベが <u>高圧ガス保安法に基づく</u> 認定品であること を <u>容器の刻印等</u> により確認する。また、炭酸ガス量を充填成績書等で確認 する。 判 定：炭酸ガスボンベが認定品であること。また、炭酸ガス量が表－1 に示すと おりであること。	○記載の誤りの修正 (炭酸ガスボンベの 認定機関の変更に伴 う検査方法の変更)
③ 耐圧・漏えい検査 (省略)	③ 耐圧・漏えい検査 (変更なし)	
④ 据付・外観検査 (1) (省略)	④ 据付・外観検査 (1) (変更なし)	
⑤ 据付・外観検査 (2) (省略)	⑤ 据付・外観検査 (2) (変更なし)	
⑥ 作動検査 (省略)	⑥ 作動検査 (変更なし)	
(2) 工事上の安全対策 (省略)	(2) 工事上の安全対策 (変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																		
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書																																																																																				
6. 工事の工程	6. 工事の工程	○工事の工程の見直しによる変更																																																																																		
本申請に係る工事の工程を表－7に示す。 表－7 工事工程表 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="5">令和 7 年度</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th></tr><tr><td rowspan="3">火災防護設備の一部改造</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3">工事</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 別図－1～別図－9 (省略)			令和 7 年度					備考	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	火災防護設備の一部改造								工事									本申請に係る工事の工程を表－7に示す。 表－7 工事工程表 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="10">令和 8 年度</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th>10 月</th><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th></tr><tr><td rowspan="3">火災防護設備の一部改造</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">工事</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 別図－1～別図－9 (変更なし)		令和 8 年度										備考	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	火災防護設備の一部改造																	工事													
		令和 7 年度					備考																																																																													
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																															
火災防護設備の一部改造																																																																																				
		工事																																																																																		
	令和 8 年度										備考																																																																									
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																										
火災防護設備の一部改造																																																																																				
						工事																																																																														

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書										
添 付 書 類					添 付 書 類					
1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第一条	定義	—	—	—	第一条	定義	—	—	—	
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	
第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	有	第 1 項	別紙－ 1 に示すとおり	第六条	地震による損傷の防止	有	第 1 項	別紙－ 1 に示すとおり	
第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	
第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	有	第 1 項	別紙－ 2 に示すとおり	第十条	閉じ込めの機能	有	第 1 項	別紙－ 2 に示すとおり	
第十一条	火災等による損傷の防止	有	第 4 項	別紙－ 3 に示すとおり	第十一条	火災等による損傷の防止	有	第 4 項	別紙－ 3 に示すとおり	
第十二条	再処理施設内における 溢 水による損傷の防止	無	—	—	第十二条	再処理施設内における 溢 水による損傷の防止	無	—	—	
第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	
第十四条	安全避難通路等	無	—	—	第十四条	安全避難通路等	無	—	—	
第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	
第十六条	安全機能を有する施設	有	第 2、3 項	別紙－ 4 に示すとおり	第十六条	安全機能を有する施設	有	第 2、3 項	別紙－ 4 に示すとおり	
第十七条	材料及び構造	有	第 1、2 項	別紙－ 5 に示すとおり	第十七条	材料及び構造	有	第 1、2 項	別紙－ 5 に示すとおり	
第十八条	搬送設備	無	—	—	第十八条	搬送設備	無	—	—	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書										
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	
第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	
第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	
第二十二条	安全保護回路	無	—	—	第二十二条	安全保護回路	無	—	—	
第二十三条	制御室等	無	—	—	第二十三条	制御室等	無	—	—	
第二十四条	廃棄施設	無	—	—	第二十四条	廃棄施設	無	—	—	
第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	
第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	
第二十七条	遮蔽	無	—	—	第二十七条	遮蔽	無	—	—	
第二十八条	換気設備	無	—	—	第二十八条	換気設備	無	—	—	
第二十九条	保安電源設備	無	—	—	第二十九条	保安電源設備	無	—	—	
第三十条	緊急時対策所	無	—	—	第三十条	緊急時対策所	無	—	—	
第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	
第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	
第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	
第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第三十七条	材料及び構造	無	—	—	第三十七条	材料及び構造	無	—	—	
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由	
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書											
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	○規則改正の反映による変更	
		有・無	項・号				有・無	項・号			
第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—		
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—		
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—		
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—		
第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—		
第四十五条	重大事故等への <u>対処</u> に必要なとなる水の供給設備	無	—	—	第四十五条	重大事故等 <u>時</u> に必要なとなる <u>水源及び</u> 水の供給設備	無	—	—		
第四十六条	電源設備	無	—	—	第四十六条	電源設備	無	—	—		
第四十七条	計装設備	無	—	—	第四十七条	計装設備	無	—	—		
第四十八条	制御室	無	—	—	第四十八条	制御室	無	—	—		
第四十九条	監視測定設備	無	—	—	第四十九条	監視測定設備	無	—	—		
第五十条	緊急時対策所	無	—	—	第五十条	緊急時対策所	無	—	—		
第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—		
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—		
別紙－ 1 ～別紙－ 5 (省略)					別紙－ 1 ～別紙－ 5 (変更なし)						
2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定若しくは同法第 44 条の 4 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (省略)					2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定若しくは同法第 44 条の 4 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (変更なし)						

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
(添付 3) 3. 8. 1 4 その他再処理設備の附属施設 (その 1 4) 廃溶媒処理技術開発施設	(添付 3) 3. 8. 1 4 その他再処理設備の附属施設 (その 1 4) 廃溶媒処理技術開発施設	
目 次 (省略)	目 次 (変更なし)	
別 図 一 覧 (省略)	別 図 一 覧 (変更なし)	
表 一 覧 (省略)	表 一 覧 (変更なし)	
1. 変更の概要 (省略)	1. 変更の概要 (変更なし)	
2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (省略)	2. 準拠すべき法令、基準及び規格 (変更なし)	
3. 設計の基本方針 (省略)	3. 設計の基本方針 (変更なし)	
4. 設計条件及び仕様	4. 設計条件及び仕様	
(1) 設計条件 (省略)	(1) 設計条件 (変更なし)	
表－ 1 ～表－ 2 (省略)	表－ 1 ～表－ 2 (変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																																																																														
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書																																																																																																																																																
(2)仕様 改造に用いる配管類、炭酸ガスボンベ、炭酸ガスボンベラック、操作盤類及びケーブルの仕様を表－3、表－4、表－5、表－6及び表－7に示す。 表－3 改造に用いる配管類の仕様 <table><tr><th>名称</th><th>材料 (適用規格)</th><th>呼び径</th><th>スケジュール (肉厚(mm))</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">配管</td><td rowspan="3">STPG370 (JIS G 3454)</td><td>15 A</td><td>Sch 80 (3.7)</td><td>別図－3 参照</td></tr><tr><td>10 A</td><td>Sch 80 (3.2)</td><td>別図－3 参照</td></tr><tr><td>8 A</td><td>Sch 80 (3.0)</td><td>別図－3 参照</td></tr><tr><td rowspan="3">フランジ</td><td rowspan="3"><u>STPG370</u> (JIS G 3454)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>10 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td><u>8 A</u></td><td><u>二</u></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">ユニオン</td><td rowspan="3">S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>10 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>8 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">エルボ</td><td rowspan="3">S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>10 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>8 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>ティー</td><td>S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A×15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">レジューサ</td><td rowspan="2">S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A×10 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>15 A×8 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>逆止弁</td><td>C3602BD (JIS H 3250)</td><td><u>15 A</u></td><td>－</td><td></td></tr></table>	名称	材料 (適用規格)	呼び径	スケジュール (肉厚(mm))	備考	配管	STPG370 (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7)	別図－3 参照	10 A	Sch 80 (3.2)	別図－3 参照	8 A	Sch 80 (3.0)	別図－3 参照	フランジ	<u>STPG370</u> (JIS G 3454)	15 A	－		10 A	－		<u>8 A</u>	<u>二</u>		ユニオン	S25C (JIS G 4051)	15 A	－		10 A	－		8 A	－		エルボ	S25C (JIS G 4051)	15 A	－		10 A	－		8 A	－		ティー	S25C (JIS G 4051)	15 A×15 A	－		レジューサ	S25C (JIS G 4051)	15 A×10 A	－		15 A×8 A	－		逆止弁	C3602BD (JIS H 3250)	<u>15 A</u>	－		(2)仕様 改造に用いる配管類、炭酸ガスボンベ、炭酸ガスボンベラック、操作盤類及びケーブルの仕様を表－3、表－4、表－5、表－6及び表－7に示す。 表－3 改造に用いる配管類の仕様 <table><tr><th>名称</th><th>材料 (適用規格)</th><th>呼び径</th><th>スケジュール (肉厚(mm))</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">配管</td><td rowspan="3">STPG370 (JIS G 3454)</td><td>15 A</td><td>Sch 80 (3.7)</td><td>別図－3 参照</td></tr><tr><td>10 A</td><td>Sch 80 (3.2)</td><td>別図－3 参照</td></tr><tr><td>8 A</td><td>Sch 80 (3.0)</td><td>別図－3 参照</td></tr><tr><td rowspan="3">フランジ</td><td rowspan="3"><u>S25C</u> (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>10 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td><u>(削る)</u></td><td><u>(削る)</u></td><td><u>(削る)</u></td></tr><tr><td rowspan="3">ユニオン</td><td rowspan="3">S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>10 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>8 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">エルボ</td><td rowspan="3">S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>10 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>8 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>ティー</td><td>S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A×15 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">レジューサ</td><td rowspan="3">S25C (JIS G 4051)</td><td>15 A×10 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>15 A×8 A</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td><u>10 A×8 A</u></td><td><u>二</u></td><td></td></tr><tr><td>逆止弁</td><td>C3602BD (JIS H 3250)</td><td><u>20 A</u></td><td>－</td><td></td></tr><tr><td><u>ソケット</u></td><td><u>S25C</u> (JIS G 4051)</td><td><u>20 A×15 A</u></td><td>二</td><td></td></tr></table>	名称	材料 (適用規格)	呼び径	スケジュール (肉厚(mm))	備考	配管	STPG370 (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7)	別図－3 参照	10 A	Sch 80 (3.2)	別図－3 参照	8 A	Sch 80 (3.0)	別図－3 参照	フランジ	<u>S25C</u> (JIS G 4051)	15 A	－		10 A	－		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	ユニオン	S25C (JIS G 4051)	15 A	－		10 A	－		8 A	－		エルボ	S25C (JIS G 4051)	15 A	－		10 A	－		8 A	－		ティー	S25C (JIS G 4051)	15 A×15 A	－		レジューサ	S25C (JIS G 4051)	15 A×10 A	－		15 A×8 A	－		<u>10 A×8 A</u>	<u>二</u>		逆止弁	C3602BD (JIS H 3250)	<u>20 A</u>	－		<u>ソケット</u>	<u>S25C</u> (JIS G 4051)	<u>20 A×15 A</u>	二		○記載の誤りの修正 (フランジの材料 (適用規格)の変更) ○記載の誤りの修正 (使用しないフラン ジの削除) ○記載の誤りの修正 (レジューサの追 加) ○記載の誤りの修正 (逆止弁の呼び径の 変更) ○記載の誤りの修正 (ソケットの追加)
名称	材料 (適用規格)	呼び径	スケジュール (肉厚(mm))	備考																																																																																																																																												
配管	STPG370 (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7)	別図－3 参照																																																																																																																																												
		10 A	Sch 80 (3.2)	別図－3 参照																																																																																																																																												
		8 A	Sch 80 (3.0)	別図－3 参照																																																																																																																																												
フランジ	<u>STPG370</u> (JIS G 3454)	15 A	－																																																																																																																																													
		10 A	－																																																																																																																																													
		<u>8 A</u>	<u>二</u>																																																																																																																																													
ユニオン	S25C (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																																																																													
		10 A	－																																																																																																																																													
		8 A	－																																																																																																																																													
エルボ	S25C (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																																																																													
		10 A	－																																																																																																																																													
		8 A	－																																																																																																																																													
ティー	S25C (JIS G 4051)	15 A×15 A	－																																																																																																																																													
レジューサ	S25C (JIS G 4051)	15 A×10 A	－																																																																																																																																													
		15 A×8 A	－																																																																																																																																													
逆止弁	C3602BD (JIS H 3250)	<u>15 A</u>	－																																																																																																																																													
名称	材料 (適用規格)	呼び径	スケジュール (肉厚(mm))	備考																																																																																																																																												
配管	STPG370 (JIS G 3454)	15 A	Sch 80 (3.7)	別図－3 参照																																																																																																																																												
		10 A	Sch 80 (3.2)	別図－3 参照																																																																																																																																												
		8 A	Sch 80 (3.0)	別図－3 参照																																																																																																																																												
フランジ	<u>S25C</u> (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																																																																													
		10 A	－																																																																																																																																													
		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																																																																																																																																												
ユニオン	S25C (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																																																																													
		10 A	－																																																																																																																																													
		8 A	－																																																																																																																																													
エルボ	S25C (JIS G 4051)	15 A	－																																																																																																																																													
		10 A	－																																																																																																																																													
		8 A	－																																																																																																																																													
ティー	S25C (JIS G 4051)	15 A×15 A	－																																																																																																																																													
レジューサ	S25C (JIS G 4051)	15 A×10 A	－																																																																																																																																													
		15 A×8 A	－																																																																																																																																													
		<u>10 A×8 A</u>	<u>二</u>																																																																																																																																													
逆止弁	C3602BD (JIS H 3250)	<u>20 A</u>	－																																																																																																																																													
<u>ソケット</u>	<u>S25C</u> (JIS G 4051)	<u>20 A×15 A</u>	二																																																																																																																																													

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書																		
表－ 4 改造に用いる炭酸ガスポンベの仕様 <table><tr><th>名 称</th><th>消火剤</th><th>設置場所</th><th>備考</th></tr><tr><td>炭酸ガスポンベ※6</td><td>二酸化炭素</td><td>廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室</td><td>電磁弁含む</td></tr></table> ※6 <u>一般財団法人日本消防設備安全センター</u>の認定品を使用。 表－ 5 改造に用いる炭酸ガスポンベラックの仕様 (省略) 表－ 6 改造に用いる操作盤類の仕様 (省略) 表－ 7 改造に用いるケーブルの仕様 (省略) (3) 保守 (省略) 5. 工事の方法 (省略) (1) 工事の手順 (省略) ① 材料確認検査 (省略) ② 仕様検査 対 象：炭酸ガスポンベ 方 法：改造に用いる炭酸ガスポンベが<u>一般財団法人日本消防設備安全センター</u>の認定品であることを<u>性能評定書</u>により確認する。また、炭酸ガス量を充填成績書等で確認する。 判 定：炭酸ガスポンベが認定品であること。また、炭酸ガス量が表－ 1 に示すとおりであること。 ③ 耐圧・漏えい検査 (省略)	名 称	消火剤	設置場所	備考	炭酸ガスポンベ※6	二酸化炭素	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室	電磁弁含む	表－ 4 改造に用いる炭酸ガスポンベの仕様 <table><tr><th>名 称</th><th>消火剤</th><th>設置場所</th><th>備考</th></tr><tr><td>炭酸ガスポンベ※6</td><td>二酸化炭素</td><td>廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室</td><td>電磁弁含む</td></tr></table> ※6 <u>高圧ガス保安法</u>に基づく認定品を使用。 表－ 5 改造に用いる炭酸ガスポンベラックの仕様 (変更なし) 表－ 6 改造に用いる操作盤類の仕様 (変更なし) 表－ 7 改造に用いるケーブルの仕様 (変更なし) (3) 保守 (変更なし) 5. 工事の方法 (変更なし) (1) 工事の手順 (変更なし) ① 材料確認検査 (変更なし) ② 仕様検査 対 象：炭酸ガスポンベ 方 法：改造に用いる炭酸ガスポンベが<u>高圧ガス保安法</u>に基づく認定品であることを<u>容器の刻印等</u>により確認する。また、炭酸ガス量を充填成績書等で確認する。 判 定：炭酸ガスポンベが認定品であること。また、炭酸ガス量が表－ 1 に示すとおりであること。 ③ 耐圧・漏えい検査 (変更なし)	名 称	消火剤	設置場所	備考	炭酸ガスポンベ※6	二酸化炭素	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室	電磁弁含む	○記載の誤りの修正 (炭酸ガスポンベの認定機関の変更) ○記載の誤りの修正 (炭酸ガスポンベの認定機関の変更に伴う検査方法の変更)
名 称	消火剤	設置場所	備考															
炭酸ガスポンベ※6	二酸化炭素	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室	電磁弁含む															
名 称	消火剤	設置場所	備考															
炭酸ガスポンベ※6	二酸化炭素	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガスポンベ室	電磁弁含む															

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																			
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書 ④ 据付・外観検査 (1) (省略) ⑤ 据付・外観検査 (2) (省略) ⑥ 据付・外観検査 (3) (省略) ⑦ 作動検査 (省略) (2) 工事上の安全対策 (省略) 6. 工事の工程 本申請に係る工事の工程を表－8に示す。 表－8 工事工程表 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="5">令和 7 年度</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th></tr><tr><td rowspan="3">火災防護設備の一部改造</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3">工事</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 別図－ 1 ～別図－ 2 (省略)		令和 7 年度					備考	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	火災防護設備の一部改造								工事									④ 据付・外観検査 (1) (変更なし) ⑤ 据付・外観検査 (2) (変更なし) ⑥ 据付・外観検査 (3) (変更なし) ⑦ 作動検査 (変更なし) (2) 工事上の安全対策 (変更なし) 6. 工事の工程 本申請に係る工事の工程を表－8に示す。 表－8 工事工程表 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="10">令和 8 年度</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th>10 月</th><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th></tr><tr><td rowspan="3">火災防護設備 の一部改造</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">工事</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 別図－ 1 ～別図－ 2 (変更なし)		令和 8 年度										備考	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	火災防護設備 の一部改造																工事																○工事の工程の見直しによる変更
		令和 7 年度						備考																																																																													
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																
火災防護設備の一部改造																																																																																					
		工事																																																																																			
	令和 8 年度										備考																																																																										
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																											
火災防護設備 の一部改造																																																																																					
					工事																																																																																

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書 各貯槽ごとに炭酸ガス消火設備を設置 別図－3 炭酸ガス供給配管系統概要図（廃溶媒処理技術開発施設）	各貯槽ごとに炭酸ガス消火設備を設置 別図－3 炭酸ガス供給配管系統概要図（廃溶媒処理技術開発施設）	○記載の誤りの修正 （レジューサ及び配 管径の記載の追加）

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
別図－ 4 ～別図－ 1 1 (省略)	別図－ 4 ～別図－ 1 1 (変更なし)	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由	
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書											
添 付 書 類					添 付 書 類						
1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性					1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性						
本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。						
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性		
		有・無	項・号				有・無	項・号			
第一条	定義	—	—	—	第一条	定義	—	—	—		
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—	第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—		
第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—	第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—		
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—		
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	有	第 1 項	別紙－ 1 に示すとおり	第六条	地震による損傷の防止	有	第 1 項	別紙－ 1 に示すとおり		
第七条	津波による損傷の防止	無	—	—	第七条	津波による損傷の防止	無	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—		
第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	有	第 1 項	別紙－ 2 に示すとおり	第十条	閉じ込めの機能	有	第 1 項	別紙－ 2 に示すとおり		
第十一条	火災等による損傷の防止	有	第 4 項	別紙－ 3 に示すとおり	第十一条	火災等による損傷の防止	有	第 4 項	別紙－ 3 に示すとおり		
第十二条	再処理施設内における ^{いつ} 溢 水による損傷の防止	無	—	—	第十二条	再処理施設内における ^{いつ} 溢 水による損傷の防止	無	—	—		
第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—		
第十四条	安全避難通路等	無	—	—	第十四条	安全避難通路等	無	—	—		
第十五条	安全上重要な施設	無	—	—	第十五条	安全上重要な施設	無	—	—		
第十六条	安全機能を有する施設	有	第 2、3 項	別紙－ 4 に示すとおり	第十六条	安全機能を有する施設	有	第 2、3 項	別紙－ 4 に示すとおり		
第十七条	材料及び構造	有	第 1、2 項	別紙－ 5 に示すとおり	第十七条	材料及び構造	有	第 1、2 項	別紙－ 5 に示すとおり		
第十八条	搬送設備	無	—	—	第十八条	搬送設備	無	—	—		

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書										
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	
第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	第二十条	計測制御系統施設	無	—	—	
第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	第二十一条	放射線管理施設	無	—	—	
第二十二条	安全保護回路	無	—	—	第二十二条	安全保護回路	無	—	—	
第二十三条	制御室等	無	—	—	第二十三条	制御室等	無	—	—	
第二十四条	廃棄施設	無	—	—	第二十四条	廃棄施設	無	—	—	
第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—	
第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	
第二十七条	遮蔽	無	—	—	第二十七条	遮蔽	無	—	—	
第二十八条	換気設備	無	—	—	第二十八条	換気設備	無	—	—	
第二十九条	保安電源設備	無	—	—	第二十九条	保安電源設備	無	—	—	
第三十条	緊急時対策所	無	—	—	第三十条	緊急時対策所	無	—	—	
第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	第三十一条	通信連絡設備	無	—	—	
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	
第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—	
第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—	
第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第三十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第三十七条	材料及び構造	無	—	—	第三十七条	材料及び構造	無	—	—	
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前					変 更 後					変更理由	
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書											
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	○規則改正の反映による変更	
		有・無	項・号				有・無	項・号			
第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—		
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—		
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—		
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—		
第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—		
第四十五条	重大事故等への <u>対処</u> に必要なとなる水の供給設備	無	—	—	第四十五条	重大事故等時に必要となる <u>水源及び水</u> の供給設備	無	—	—		
第四十六条	電源設備	無	—	—	第四十六条	電源設備	無	—	—		
第四十七条	計装設備	無	—	—	第四十七条	計装設備	無	—	—		
第四十八条	制御室	無	—	—	第四十八条	制御室	無	—	—		
第四十九条	監視測定設備	無	—	—	第四十九条	監視測定設備	無	—	—		
第五十条	緊急時対策所	無	—	—	第五十条	緊急時対策所	無	—	—		
第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—		
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—		
別紙－ 1 ～別紙－ 5 (省略)					別紙－ 1 ～別紙－ 5 (変更なし)						
2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定若しくは同法第 44 条の 4 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (省略)					2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定若しくは同法第 44 条の 4 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 (変更なし)						

変更箇所を_____又はで示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
令和 8 年 2 月 27 日付け原規規発第 2602275 号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書		
別冊 2-52 (省略)	別冊 2-52 (変更なし)	